

議第93号

滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和8年7月22日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例(平成24年滋賀県条例第64号)の一部を次のように改正する。

付則第2項中「この項」の右に「および次項」を、「の保育士」の右に「(別表第3第2項第1号エに規定する保育士をいい、付則第4項もしくは第6項または別表第5第2項第3号の規定により保育士とみなされる者および同号の規定による支援を行う者を除く。)」を加え、付則第9項を付則第10項とし、付則第8項を付則第9項とし、付則第7項を付則第8項とする。

付則第6項中「第2項、第3項および前項」を「付則第2項および第4項ならびに前項ならびに別表第5第2項第3号」に、「別表第5第2項第2号」を「同項第2号」に改め、同項を付則第7項とし、付則第5項を付則第6項とし、付則第4項を付則第5項とし、付則第3項を付則第4項とし、付則第2項の次に次の1項を加える。

3 前項および別表第5第2項第3号の規定により看護師等および同号に規定する特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所の保育士(同号の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

別表第1第4項に次の1号を加える。

(5) 設置者(助産施設、児童厚生施設(児童館を除く。)、児童発達支援センター、児童家庭支援センターおよび里親支援センターの設置者を除く。)は、法第45条第7項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この号において同じ。)を防止し、および児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、

児童対象業務従事者（児童と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性および閉鎖性のある環境の下で当該児童に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講ずること。

別表第5第2項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 前号に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員または障害児の療育に関する知識および経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識および経験を有する者（以下この号において「特定理学療法士等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。この場合において、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所の保育士（付則第2項、第4項または第6項の規定により保育士とみなされる者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第2条 滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例（平成25年滋賀県条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1第1項第12号に次のように加える。

オ 指定児童発達支援事業者は、法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下オにおいて同じ。）を防止し、および児童対象性暴力等が行われた場合に障害児を適切に保護するため、障害児対象業務従事者（障害児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性および閉鎖性のある環境の下で当該障害児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講ずること。

別表第1第3項第3号中「から第13号まで」を「、第11号、第12号アからエまで、第13号」に改める。

別表第3第3項中「から第13号まで」を「、第11号、第12号アからエまで、第13号」に、「まで掲げる」を「までに掲げる」に改める。

（滋賀県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第3条 滋賀県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例（平成25年滋賀県条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1第10項に次の1号を加える。

(5) 設置者は、法第24条の11第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この号において同じ。）を防止し、および児童対象性暴力等が行われた場合に障害児を適切に保護するため、障害児対象業務従事者（障害児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性および閉鎖性のある環境の下で当該障害児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講ずること。

（滋賀県認定こども園の認定に関する条例の一部改正）

第4条 滋賀県認定こども園の認定に関する条例（平成18年滋賀県条例第70号）の一部を次のように改正する。

付則第3項中「いう。」の右に「次項および」を、「主幹養護教諭」の右に「、主務養護教諭」を加える。

付則第7項の表に次のように加える。

別表第1の5(4)（別表第2の4において適用する場合を含む。）	別表第1の5(2)の保育士の資格を有する者	別表第1の5(4)に規定する特定理学療法士等
---------------------------------	-----------------------	------------------------

付則に次の1項を加える。

- 8 付則第6項および別表第1の5(4)（別表第2の4において適用する場合を含む。）の規定により看護師等および別表第1の5(4)に規定する特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該認定こども園の保育士の資格を有する者（同表の5(4)（別表第2の4において適用する場合を含む。）の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

別表第1の4(4)中「35人」を「30人」に改め、同表の5に次のように加える。

- (4) (2) ならびに (3) アおよびエの保育士の資格を有する者については、1人に限って、当該認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）もしくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科もしくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人および集団心理療法の技術を有するものまたはこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）または障害児の療育に関する知識および経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識および経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）をもって代えることができる。この場合において、当該特定理学療法士等を法第10条第1項の幼保連携

型認定こども園の教育課程に基づく教育に従事させる場合には、(3)に定める資格を有する職員の補助者としなければならない、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

別表第1の10に次のように加える。

- (12) 認定こども園の設置者は、法第6条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下同じ。）を防止し、および児童対象性暴力等が行われた場合に子どもを適切に保護するため、子ども対象業務従事者（子どもと接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性および閉鎖性のある環境の下で当該子どもに接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講ずること。

別表第2の4中「(3)まで」を「(4)まで」に改め、同表の9中「(11)」を「(12)」に改める。

（滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第5条 滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年滋賀県条例第72号）の一部を次のように改正する。

付則第5項中「主幹養護教諭」の右に「、主務養護教諭」を加える。

付則第10項中「付則第7項および付則第8項」を「第7項および第8項ならびに別表第2項第5号」に、「ならびに看護師等」を「、看護師等ならびに同号に規定する特定理学療法士等」に、「別表第2項第3号」を「同項第3号」に改め、付則第15項を付則第16項とし、付則第12項から第14項までを1項ずつ繰り下げる。

付則第11項中「付則第14項」を「付則第15項」に改め、同項を付則第12項とし、付則第10項の次に次の1項を加える。

- 11 付則第8項および別表第2項第5号の規定により看護師等および同号に規定する特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって同項第3号に規定する直接従事職員（同項第5号の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

別表第2項第2号中「または指導保育教諭、主幹養護教諭」を「、指導保育教諭または主務保育教諭、主幹養護教諭、主務養護教諭」に改め、同項第3号中「指導保育教諭」の右に「、主務保育教諭」を加え、同項中第10号を第11号とし、第5号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 直接従事職員については、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の

規定による大学（短期大学を除く。）もしくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科もしくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人および集団心理療法の技術を有するものまたはこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）または障害児の療育に関する知識および経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識および経験を有する者（以下この号において「特定理学療法士等」という。）をもって代えることができる。この場合において、当該特定理学療法士等を法第10条第1項の幼保連携型認定こども園の教育課程に基づく教育に従事させる場合には、直接従事職員の補助者としなければならない、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、直接従事職員による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

別表第3項第1号イ中「35人」を「30人」に改め、同表第7項に次の1号を加える。

- (5) 設置者は、法第13条第6項において準用する法第6条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この号において同じ。）を防止し、および児童対象性暴力等が行われた場合に園児を適切に保護するため、園児対象業務従事者（園児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性および閉鎖性のある環境の下で当該園児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講ずること。

（滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第6条 滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（令和6年滋賀県条例第35号）の一部を次のように改正する。

付則第2項中「別表第5第2項第2号」を「（次項において「新児童福祉施設基準条例」という。）別表第5第2項第2号」に改め、「同号」の右に「（ウに係る部分に限る。）」を加え、「当分の間」を「令和10年3月31日までの間は」に改める。

付則第4項中「別表第2項第3号」を「（次項において「新幼保連携型認定こども園基準条例」という。）別表第2項第3号」に改め、「、同号」の右に「（ウに係る部分に限る。）」を加え、「当分の間」を「令和10年3月31日までの間は」に改め、同項を付則第6項とする。

付則第3項中「別表第1の4(2)」を「（次項において「新認定こども園認定条例」という。）別表第1の4(2)」に改め、「同表の4(2)」の右に「（ウに係る部分に限る。）」を加え、「当分の間」を「令和10年3月31日までの間は」に改め、同項を付則第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 5 新認定こども園認定条例別表第1の4(2)の規定により算定される職員の数を確保することが困難であると知事が認める認定こども園については、同表の4(2)（エに係る部分に限

る。)の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。

付則第2項の次に次の1項を加える。

- 3 新児童福祉施設基準条例別表第5第2項第2号の規定により算定される保育士の数を確保することが困難であると知事が認める保育所については、同号(エに係る部分に限る。)の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。

付則に次の1項を加える。

- 7 新幼保連携型認定こども園基準条例別表第2項第3号の規定により算定される同号に規定する直接従事職員の数を確保することが困難であると知事が認める幼保連携型認定こども園については、同号(エに係る部分に限る。)の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例別表第1第4項の改正規定、第2条および第3条の規定、第4条中滋賀県認定こども園の認定に関する条例別表第1の10および別表第2の9の改正規定ならびに第5条中滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例別表第7項の改正規定は、令和8年12月25日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に存する認定こども園における1学級の子どもの数については、第4条の規定による改正後の滋賀県認定こども園の認定に関する条例別表第1の4(4)の規定にかかわらず、令和14年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に存する幼保連携型認定こども園における1学級の園児の数については、第5条の規定による改正後の滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例別表第3項第1号イの規定にかかわらず、令和14年3月31日までの間は、なお従前の例による。